

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各地方機関の長
各附属機関の長

警察庁丁企画発第642号
令和5年12月25日
警察庁長官官房企画課長

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）
警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第85号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第15号）（以下「改正法令」という。）が本日公布され、即日施行された。

改正法令の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 内容

- (1) 以下の内閣府令及び国家公安委員会規則について、「磁気ディスク」「フレキシブルディスク」等の記録媒体の使用に関する規定を、「電磁的記録媒体」の使用に関する規定に改めた。
 - 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
 - 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）
 - 交通事故調査分析センターに関する規則（平成4年国家公安委員会規則第9号）
 - 盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第17号）
 - 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第5号）
 - 交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）
 - 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第7号）
- (2) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則について、電磁的記録媒体により提出することができる書類を追加した。

2 経過措置

- (1) 改正法令による改正前の様式（下記(2)において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、改正法令による改正後の様式によるものとみなすこととした。
- (2) 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。

(参考資料)

- 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第85号）の官報の写し
- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第15号）の官報の写し